## ■次のようなものは、 条例による屋外広告物の規制を受けません・・・・・

- ○店頭などで配られるちらし広告(ビラ)は、屋外広告物の規制を受けません。 ------
  - ※ "ちらし"が、外壁や塀などに貼られたときは、 は、屋外広告物の規制を受けます。
- ○光や煙などで描かれた文字や絵、音によるもの、例えば、街頭放送、 煙を使って飛行機で空中に文字や絵を描く、あるいは光を空中に照射 する場合などは、屋外広告物の規制を受けません。
  - ※光を使って壁面などに文字等を描く場合は、屋外 広告物として規制を受けます。ただし、道路路面 に光を投射して表示することはできません。
- 〇建物のガラス面の内側から外に向けて社名や商品名等を表示するもの、 ショーウインドー、あるいは自動車のガラスの内側に貼った広告などは、 「屋内」に存在するため、屋外広告物の規制を受けません。
- ○壁面のない建築物(柱と屋根で造られたもの)については、原則として、 屋根の下にある広告物は屋内に表示されたものとして、屋外広告物の規 制は受けません。 例えば、給油所の屋根付き給油施設の屋根の下に表示された広告物は、

例えば、給油所の屋根付き給油施設の屋根の下に表示された広告物は、 規制を受けません。

※給油所の建物の外や塀とその敷地内に表示された広告物、道路の上空に設けられたアーケードやバス停の上屋の下に設置される広告物は、屋外広告物として規制を受けます。